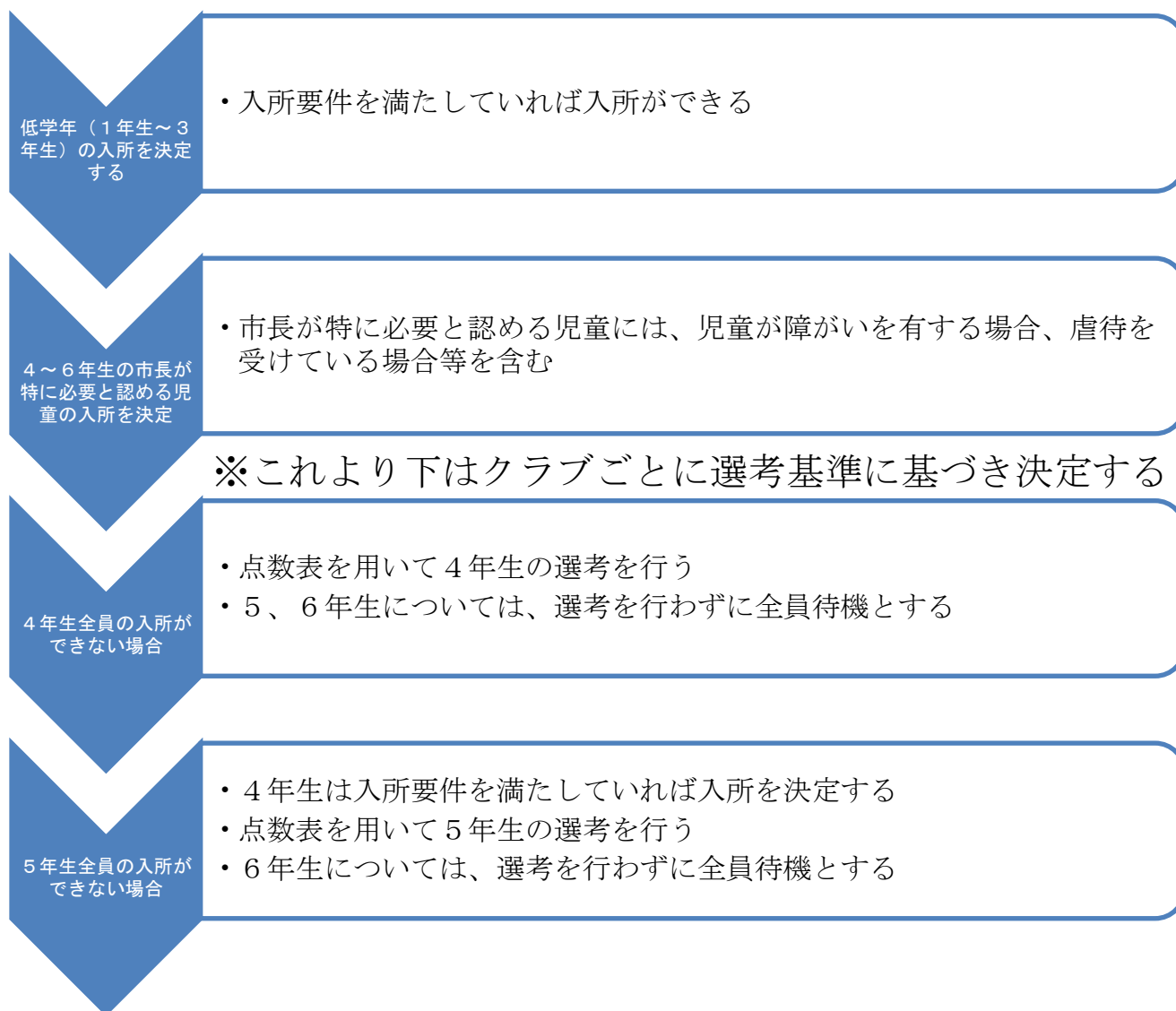


1. 入所児童決定に当たっての基本的な考え方



2. 選考基準の考え方

《ステップ1》

入所を希望する児童について、以下の表により父母それぞれに係る保育の必要性を算出し、合算して当該児童の保育の必要性を点数化する（ひとり親世帯は、調整点数を加点）。

基本点数

	保護者の状況		1週当たり就労時間	点数
(1) 労働	家庭外労働	正社員及びパート又は自営業（自宅外での自営）	1週 35時間以上	50
			1週 30時間以上 35時間未満	45
			1週 25時間以上 30時間未満	40
			1週 20時間以上 25時間未満	35
	家庭内労働	自宅での自営又は自宅での就労で就労時間の規定あり	1週 35時間以上	45
			1週 30時間以上 35時間未満	40
			1週 25時間以上 30時間未満	35
			1週 20時間以上 25時間未満	30
内定	内定している就労によって、上記を準用		50～30	
(2) 妊娠／出産	出産（産前産後8週間）			35
(3) 疾病／負傷／傷がい	入院（1月以上）			50
	重度の心身障がい（保護者本人）			50
	中度の心身障がい（保護者本人）			45
	保育が困難との診断			50
(4) 介護	同居親族（長期入院等している親族を含む）の看護	入院者の付添（常時必要）		50
		重度の障がい者等の介護		50
		中度の障がい者等の介護		45
(5) 災害	自宅の災害復旧に要する時間を基に上記(1)家庭外労働を準用			50～35
(6) その他	就学	就労のための各種学校		40
		一般学生		20

調整点数

ひとり親世帯		+60
保護者の通勤にかかる時間 (家庭外労働が対象) ※1週当たり5日以上該当する場合のみ考慮	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 17時以降となる場合	+5
	終業時間に片道の通勤時間を加えた時刻が 18時以降となる場合	+10

《ステップ2》 ステップ1で同点となった児童間の調整は、次の事情を総合的に勘案して市が決定する。

	家庭の状況	優先度の考え方
(1)	ひとり親世帯	高い
(2)	在宅勤務者を含む世帯	低い
(3)	市内に児童の祖父母がいる世帯	低い
(4)	より収入が多い世帯	低い
(5)	他に入所している（入所を予定している）低学年の児童がいる世帯	高い
(6)	保育料に滞納がある世帯	低い

